



令和6年度

与那原町職員採用候補者試験案内

【行政職(初級・中級・上級)】

【専門職(社会福祉士・保健師・学芸員)】

【技術職(建築(初級・上級)、土木(初級・上級))】

【技術職(建築実務経験者・土木実務経験者)】

この試験は、令和6年度与那原町職員採用候補者試験名簿登載日以降に与那原町の行政機関（町長部局、教育委員会部局、議会事務局等）に勤務する職員を採用するために実施します。

求める人材

- ・何事にも意欲的に取り組む、実行力のある職員
- ・社会情勢に的確に対応し、中長期的視野を持つことのできる職員
- ・住民と共に課題を解決していく職員
- ・問題点を見だし、的確に分析し、改善・制度創設の出来る職員
- ・これまでに培った知識・経験と想像力豊かな発想や実行力などを活かし、即戦力として活躍できる職員

○ 受付期間：令和6年9月2日（月）午前10時

～9月27日（金）正午まで

○ 申込方法：インターネットによる申込み

○ 第一次試験日

行政職(初級・中級・上級) : 令和6年10月20日(日)

専門職(社会福祉士・保健師・学芸員)

技術職(建築初級・上級)(土木初級・上級)

技術職(建築実務経験者・土木実務経験者)

令和6年10月13日(日)

○ 第一次試験会場

場 所 : 与那原町役場

○ 第二次試験日 日 付 : 令和6年12月15日(日)

場 所 : 与那原町役場

1 募集職種・受験資格

(1) 活字印刷文による筆記試験及び口頭による面接試験等に対応できる者で、各職種における受験資格の項目をすべて満たす必要があります。

職 種		採用 予定 人数	受 験 資 格
行政職	初級	若干名	1. 平成11年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた者。 2. 学校教育法に基づく高等学校を卒業した者。(令和7年3月末日までに卒業見込みの者を含む。)又は、これと同等の学力を有すると認められる者。 *2の該当者は、行政職(中級・上級)は受験できません。 ※住所要件有・・下記参照
	中級		1. 平成9年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者。 2. 学校教育法に基づく短期大学、高等専門学校を卒業した者。(令和7年3月末日までに卒業見込みの者を含む。)又は、これと同等の資格があると認められる者。(注1) *2の該当者は、行政職(初級・上級)は受験できません。 ※住所要件有・・下記参照
	上級		1. 平成7年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者。 2. 学校教育法に基づく4年制大学を卒業した者。(令和7年3

			<p>月末日までに卒業見込みの者を含む。)又は、これと同等以上の学力があると認められる者。(注2)</p> <p>*2の該当者は、行政職(初級・中級)は受験できません。</p> <p>※住所要件有・・下記参照</p>
専門職	社会福祉士	若干名	<p>1. 昭和59年4月2日以降に生まれた者</p> <p>2. 社会福祉士資格を有している者</p>
	保健師 実務経験者	若干名	<p>1. 平成6年4月2日以降に生まれた者</p> <p>2. 保健師免許を有し、かつ保健師又は看護師として医療機関等での実務経験が令和6年6月1日現在で1年以上ある者</p>
	学芸員 実務経験者	若干名	<p>1. 平成元年4月2日以降に生まれた者</p> <p>2. 学校教育法に基づく4年制大学又は大学院において、考古学・歴史学の埋蔵文化財に関する専門課程を修めて卒業(修了)した者。</p> <p>3. 博物館法に規定する学芸員の資格を有する者</p> <p>4. 行政機関や民間企業等において、発掘調査の実務経験が令和6年6月1日現在で1年以上ある者</p>
技術職	建築・土木	初級	<p>1. 平成11年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた者。</p> <p>2. 学校教育法による高等学校以上を卒業した者(令和7年3月末日までに卒業見込みの者を含む。)</p> <p>*ただし、4年制大学を卒業した者を除く。</p> <p>3. 建築又は土木に関する課程を履修した者。</p>
		上級	<p>1. 平成7年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者。</p> <p>2. 学校教育法に基づく4年制大学を卒業した者(令和7年3月末日までに卒業見込みの者を含む。)又は、これと同等以上の学力があると認められる者(注2)。</p> <p>*2の該当者は、技術職(初級)は受験できません。</p> <p>3. 建築又は土木に関する課程を履修した者。</p>
	建築 実務経験者		<p>1. 平成元年4月2日以降に生まれた者</p> <p>2. 学校教育法による高等学校以上を卒業した者。又は、これと同等の資格があると認められる者。</p> <p>3. 次のいずれかの免許・資格保持者(令和6年6月1日時点) (a) 建築士(1級又は2級)、(b) 建築施工管理技士(1級又は2級)、(c) 電気工事施工管理技士(1級又は2級)、(d) 管工事施工管理技士(1級又は2級)、(e) 建築設備士</p> <p>4. 民間企業等において、建築に関する設計又は工事・施工管理業務等の経験が令和6年6月1日現在で3年以上ある者。</p>
	土木 実務経験者		<p>1. 平成元年4月2日以降に生まれた者</p> <p>2. 学校教育法による高等学校以上を卒業した者。又は、これと同等の資格があると認められる者。</p>

			<p>3. 次のいずれかの免許・資格保持者（令和6年6月1日時点） (a) 土木施工管理技士（1級又は2級）、(b) RCCM（都市計画、下水道、道路）、(c) 技術士（建設・上下水道部門）、(d) 土木技術者（土木学会）、(e) 土地区画整理士、(f) 測量士又は測量士補</p> <p>4. 民間企業等において、土木工事・施工管理又は設計業務等の経験が令和6年6月1日現在で3年以上ある者。</p>
--	--	--	--

※ 住所要件については、下記のア～ウのいずれかに該当する者とする。

ア 令和6年6月1日以前より本町に住所を有し、引き続き居住している者

イ 令和6年6月1日以前より本町に本籍を有し、引き続き本籍を有している者

ウ 直系尊属の父母のどちらかが令和6年6月1日以前より本町に住所を有し、引き続き居住している者

(注1) 「同等の資格があると認められる者」とは、昭和59年人事院公示第6号（人事院の認定に関わる受験資格）第3項に定める者で、下記の者がこれにあたります。

ア 学校教育法による専修学校の専門課程のうち、修業年限が2年以上で、かつ1,600時間以上の授業の履修を義務づけている課程を卒業した者又は令和7年3月末日までに卒業見込みの者

イ 職業能力開発促進法に基づく職業能力開発大学校及び短期大学校を卒業した者又は令和7年3月末日までに卒業見込みの者

(注2) 「同等以上の学力があると認められる者」とは、学校教育法に定める大学の専攻科に入学ができる者又は、大学院への入学資格のある者で、外国において4年制大学を卒業した者などがこれにあたります。

(2) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

ア 日本の国籍を有しない者

イ 地方公務員法第16条に規定する、次の欠格条項に該当する者

- ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ② 与那原町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 第一次試験

(1) 日時・場所

実施日	職種		会場
令和6年10月20日(日) 集合時間 : 8時30分 受験時の説明 : 8時35分	行政職	初級・中級・上級	与那原町役場
令和6年10月13日(日) 集合時間 : 8時30分 受験時の説明 : 8時35分	専門職	社会福祉士 保健師 実務経験者 学芸員 実務経験者	
	技術職	建築 (初級・上級) 土木 (初級・上級) 建築 実務経験者 土木 実務経験者	

* 受験時の説明に間に合わない場合は、受験することはできません。

* 第一次試験の当日、台風が襲来し暴風警報が発令され、午前7時30分時点で路線バスが運行停止した場合は、試験実施日を延期します。専門職・技術職については、令和6年10月19日(土)、行政職については、令和6年10月27日(日)とします。

なお、試験実施の有無及び延期後の試験実施など詳細については、町ホームページにてお知らせしますので、ご確認ください。

(2) 試験内容

職種		試験科目	時間
行政職	初級・中級・上級	教養試験	60分
		論文試験	60分
		事務能力検査	10分
		適性検査	15分
専門職	社会福祉士 保健師 実務経験者 学芸員 実務経験者	基礎教養	60分
		専門職論文試験	60分
		事務能力検査	10分
		適性検査	15分
技術職	建築 (初級・上級) 土木 (初級・上級)	教養試験	60分
		択一式専門試験	60分
		事務能力検査	10分
		適性検査	15分
	建築 実務経験者 土木 実務経験者	基礎教養	60分
		技術職論文試験	60分
		事務能力検査	10分
		適性検査	15分

(3) 合格者の発表

第一次試験	令和6年11月12日(火) 13:00	役場掲示板及びホームページに掲載するほか、合格者へ通知します。
-------	------------------------	---------------------------------

3 第二次試験

(1) 日時・場所

実施日	会場
令和6年12月15日(日) 集合時間：8時30分	与那原町役場

* 集合時間に間に合わない場合は、受験することはできません。

(2) 試験内容

職種		試験科目	時間
行政職	初級・中級・上級	討議試験	30分
		面接試験	10分程度
専門職	社会福祉士 保健師 実務経験者	討議試験	30分
		面接試験	10分程度
	学芸員 実務経験者	プレゼンテーション	25分程度
		面接試験	10分程度
技術職	建築(初級・上級) 土木(初級・上級)	討議試験	30分
		面接試験	10分程度
	建築 実務経験者 土木 実務経験者	プレゼンテーション	25分程度
		面接試験	10分程度

(3) 合格者の発表

第二次試験	令和6年12月25日(水) 13:00	役場掲示板及び町ホームページに掲載するほか、合格者へ通知します。
-------	------------------------	----------------------------------

4 採用候補者名簿の登載、採用

- (1) 最終合格者は採用候補者名簿に登載され、任命権者が採用候補者名簿の中から採用者を決定します。
- (2) 最終合格者数は、年間の採用予定数に採用を辞退する者等の数を考慮して決定しますので、採用数を上回る合格者数となり、合格しても採用にならないことがあります。
- (3) 採用候補者名簿の有効期間は、原則として次回実施する与那原町職員採用候補者試験名簿登載日の前日までです。
- (4) 卒業見込みの者で、令和7年3月31日までに卒業ができない者は採用される資格を失います。
- (5) 受験資格がないことが判明した場合には、合格を取消します。また、採用後にその事実が判明した場合には、懲戒免職処分の対象となります。

5 受験申込について

*原則、インターネットによる申込みとなります。

以下のページにアクセスし、受験申込をしてください。

【URL】

<https://logoform.jp/f/vRYie>



(1) 申込期間

令和6年9月2日(月) 午前10時～令和6年9月27日(金) 正午まで

(2) 留意事項

- ① インターネットに要する通信料などの費用は、受験者の負担となりますのでご了承ください。
- ② 申込締め切り直前は、サーバーが混み合うなどにより、申込みに時間がかかる恐れがありますので、余裕をもって申込手続きを行ってください。
- ③ 顔写真は申請者本人のみを撮影したもので3ヶ月以内に撮影されたものです。正面、無帽、無背景で、メガネのレンズに光が反射していないか確認してください。
- ④ 受験申込み後、メールアドレスへ送られてくるURLより、受付進捗状況を確認できます。予見できないシステムトラブルについての責任は一切負いません。
- ⑤ 本人控えの受験票は、第一次試験当日に配布いたします。
- ⑥ 一度提出した申請書の修正はできません。

6 成績開示

令和6年度与那原町職員採用候補者試験の結果については、個人情報の保護に関する法律第69条第2項第1号の規定により、口頭で開示を請求することができます。（本人確認が必要なため、電話、手紙等による請求はできません）

対象者	開示内容	開示期間	請求方法	請求場所
第一次試験 受験者	第一次試験の 最終得点	それぞれの試験の合格発表 から1ヶ月間	受験者本人が、受験票又は本人であることを確認できる書類等（運転免許証、旅券等）を持参し、平日午前9時～午後5時までに請求してください。（正午から午後1時まで除く。） なお、土曜日、日曜日及び祝日は請求できません。	与那原町役場 総務課
第二次試験 受験者	第二次試験の 最終得点			

8 その他

- (1) 試験は、HBの鉛筆を使用して回答用紙にマークさせる方式（マークシート方式）及び筆記試験ですので試験当日はHBの鉛筆及び消しゴムを必ず持参して下さい。
- (2) 試験会場は駐車場が設置されていますが、イベント等により駐車できない場合がございますので、公共交通機関をご利用ください。
- (3) 試験時間中の携帯電話、スマートフォン等の電子機器の使用は禁止します。必ず電源を切ってください。（時計機能としての使用も禁止します。）
- (4) 試験会場は喫煙施設がありません。敷地内での喫煙は禁止します。

***お問い合わせ先 与那原町役場 総務課 電話 098-945-2201**